

ノートルダム清心女子大学大学院文学研究科博士前期・修士課程履修要領

この要領は、大学院学則、研究科規則、学位規則及び関係内規で規定している履修に関する条文を一括整理し、大学院博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）に在学する学生の修学上の便宜を図るため制定する。

1 修士課程の教育目標

文学研究科は、日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻及び社会文化学専攻それぞれの専攻領域を深めると同時に、広い視野をもって人間存在のあり方を問う敏活柔軟な知性の育成を志しており、研究職、教育職を初めとして、各種の専門職に幅広く適応する人材を養成することを目指している。

2 標準修業年限

修士課程の標準修業年限は、2年とする。なお、在学期間は、4年を超えることはできない。

3 課程修了の要件

修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、大学院学則別表1に定める専攻別授業科目について30単位以上修得し、かつ、研究指導担当教員から必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文（以下「学位論文」という。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 履修方法

- (1) 学生は、自己の研究指導担当教員の特論科目及び演習科目をそれぞれ4単位修得するものとする。
- (2) 日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻では、同一専攻内で学生が所属する研究分野を含む3研究分野（専門関連科目は除く。）にわたってそれぞれ4単位以上を修得するものとする。社会文化学専攻では、同一専攻内で学生が所属する研究分野を含む2研究分野（専門関連科目は除く。）にわたってそれぞれ8単位以上を修得するものとする。
- (3) 学生は、研究指導担当教員の承認を得て、他専攻（他研究科の専攻を含む。）の授業科目を履修することができる。
- (4) 学生は、研究指導担当教員及び研究科委員会の承認を得て、あらかじめ大学間で協議がなされている他大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。
- (5) 前2項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として修了の要件として認めることができる。

5 研究指導担当教員及び履修申請

- (1) 入学時に、専攻ごとにガイダンスを実施して、学生に研究計画書を提出させ、それに基づいて研究分野と研究指導担当教員を決定する。
研究計画書には、研究テーマ、目的、対象及び方法を明記するものとする。
- (2) 必要に応じて副研究指導担当教員を置くことができる。
- (3) 学生は、入学後所定の期日までに、研究指導担当教員の助言を得て、研究指導担当教員が開設する授業科目の特論及び演習並びにそれに関連のある授業科目の特論の履修申請をする。

6 研究指導

- (1) 研究指導担当教員は、研究計画書に基づいて、学位取得までの系統的かつ持続的な研究指導を行う。研究計画書の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。
- (2) 学生は、2年次の1期に、専攻ごとに開かれる中間発表会において、研究状況及び予想される成果について発表する。

(3) 学生は、研究指導担当教員及び研究科委員会の承認を得て、あらかじめ大学間で協議がなされている他大学の大学院（外国の大学院を含む。）等において、研究指導担当教員等の指導を受けることができる。この場合は、1年次2期以降を原則とする。

7 学位論文の内容等

学位論文の内容は、論文作成者が高度専門職業人としての基礎的問題解決力を身につけていることが認定できるものであること。

8 学位論文の審査等

(1) 修士の学位論文の審査を願い出ようとする者は2年次の5月末までに研究指導担当教員の承認を得て、学位論文題目を各専攻主任へ届け出る。

(2) 学位論文の審査を願い出ることのできる者は、修士課程に在学し、すでに30単位以上修得した者又は論文審査等が終了するまでに30単位以上修得見込みの者に限る。

(3) 前項に該当する学生は、2年次の1月末日までに、学位論文審査願に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出する。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 学位論文（正1部、副3部） | 4部 |
| ② 学位論文概要（約2,000字） | 4部 |
| ③ 履歴書 | 1部 |
| ④ 参考論文（必要に応じて。） | 4部 |
| ⑤ 共著者承諾書（該当者のみ。） | 1部 |

期日に遅れた場合は、以後、在学期間に限り年間2回、5月末日若しくは1月末日のいずれかの期日までに審査を願い出ることができる。

(4) 学位論文審査及び最終試験は、審査委員会に設置される専門審査委員会（主査1名、副査2名以上で構成）で実施する。

(5) 最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、筆記試験又口述試問により行うものとする。

9 この要領は2020年4月1日から適用する。

ノートルダム清心女子大学大学院文学研究科博士後期課程履修要領

平成12年4月1日
制 定
改 正

平成17年4月1日
平成19年4月1日
平成20年6月5日
平成20年9月22日
2020年4月1日

この要領は、大学院学則、文学研究科規則及び関係内規で規定している履修に関する条文を一括整理し、大学院博士後期課程日本語日本文学専攻に在学する学生の修学上の便宜を図るため制定する。

1 標準修業年限

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、優れた業績を上げたと認められる者は、当該課程に1年（修士課程を修了して当該課程に入学した者については、当該課程に修士課程の在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りる。なお、博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

2 修了要件及び履修方法

大学院学則別表1(7)（博士後期課程）日本語日本文学専攻に定める授業科目のうちから、自己の所属する研究指導担当教員が担当する特殊講義4単位及び課題研究4単位を含め、複数の分野から合計16単位以上を履修し、かつ、研究指導担当教員の指導下に博士論文を作成し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 研究指導担当教員及び履修科目の決定

- (1) 研究指導担当教員の他、必要に応じて副研究指導担当教員を置くことができる。
- (2) 学生は、研究指導担当教員の助言を得て、入学後あるいは年次更新後、学務部教務係の指定する期日までに、履修届により履修科目を登録しなければならない。

4 研究指導

(1) 個別指導

研究指導担当教員は、研究計画書に基づいて、学位取得までの系統的かつ持続的な研究指導を行い、学会発表あるいは学術雑誌掲載に十分耐えうる水準の論文を作成させ、発表の機会を与えるように努める。研究計画書の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

(2) 集団指導

研究指導年間計画に基づき、年間2回程度学生の研究発表会を開き、教員、学友の質疑や批評をとおして、反省と視野拡大の機会を与える。

(3) 課題研究

研究指導担当教員は、課題研究において学生が自ら設定する研究テーマに関連する最新研究や文献を検討、解明し、見出した諸課題に対して調査・分析等を進め、研究の方向性を独創性のあるものに発展させるよう指導し、研究の深化を図る。

(4) 他大学大学院との交流

必要に応じて、交流協定をもつ他大学大学院において、研究指導を受けることを認める。

5 学位論文審査の予備手続き

博士の学位の授与を申請しようとする者は、以下の手続きによる。

- (1) 博士後期課程に入学又は進学した年度の5月末日までに研究計画概要及び研究課題申告書を研究指導担当教員に提出する。
- (2) 2年次9月末日までに、学位論文作成計画書を研究指導担当教員に提出する。研究指導担当教員はこれを研究科長に提出する。
- (3) 3年次4月末日までに、次に掲げる2点の書類を研究指導担当教員に提出し、博士後期課程委員会の議を経て学長の承認を得なければならない。

- ① 学位論文提出願
- ② 学位論文の構成と概要（1000字程度）

6 学位論文の提出要件

学位論文を提出できる者は、次の(1)及び(2)のすべてに該当するものとする。

- (1) 前項(3)の学位論文提出願を提出し、学長の承認を得た者
- (2) 本学博士後期課程修了に必要な所定の単位を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学年末までに修得見込みの者

7 学位の申請

研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出る時は、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 学位論文審査願 1部
- (2) 学位論文（正1部、副3部） 4部
- (3) 学位論文概要（約2,000字） 4部
- (4) 履歴書 1部
- (5) 既発表の論文目録 4部
- (6) 共著者承諾書 1部

学位論文等の提出時期は、終了予定年度の11月末日とし、提出を延期した場合は、以後、年間2回（5月若しくは11月）提出することができる。

8 学位の名称

文学研究科日本語日本文学専攻博士（文学）

9 学位論文の提出区分

本学の大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し又は必要な科目を履修し、且つ、研究指導を受けた後退学した者が、再入学しないで、退学後3年以内に学位を申請する場合にあっては、学位論文審査手数料の納付は要しない。また、その場合、審査委員会の議を経て、学力の確認の一部を免除することができる。

10 この履修要領は、2020年4月1日から適用する。

ノートルダム清心女子大学大学院人間生活学研究科修士課程履修要領

この要領は、大学院学則、研究科規則、学位規則及び関係内規等で規定している履修に関する条文を一括整理し、人間生活学研究科修士課程に在学する学生の修学上の便宜を図るため、制定する。

1 修士課程の教育目標

人間及び人間生活を精神活動、身体維持活動、文化活動の面からとらえ、社会的、文化的、教育的諸問題を実務的研究活動を通じて解決する基礎的能力、すなわちリサーチマインドを身につけた高度に専門的な職業人を養成することを目指している。

2 標準修業年限

修士課程の標準修業年限は、2年とする。なお、在学期間は、4年を超えることはできない。

3 課程修了の要件

修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、大学院学則別表1に定める専攻別授業科目のうちから研究指導担当教員の指導により、30単位以上（人間発達学専攻臨床心理学コースの学生については、36単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文（以下「学位論文」という。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績をあげたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 履修方法

- (1) 学生は、自己の研究指導担当教員の特論科目及び演習科目をそれぞれ4単位修得するものとする。
- (2) 人間発達学専攻臨床心理学コースの学生は、課程修了の要件として、研究分野臨床心理論の授業科目26単位を修得し、さらに研究法分野、基礎分野、社会分野、精神・身体分野、心理支援分野の5研究分野からそれぞれ2単位を選択し、10単位を修得するものとする。なお、臨床心理論の授業科目は、同コースに所属する学生のみを対象とする。
- (3) 人間生活学専攻では、同一専攻内で学生が所属する研究分野を含む3研究分野にわたくってそれぞれ4単位以上を修得するものとする。
- (4) 学生は、研究指導担当教員の承認を得て、他専攻、コース（他研究科の専攻を含む。）の授業科目を履修することができる。
- (5) 学生は、研究指導担当教員及び研究科委員会の承認を得て、あらかじめ大学間で協議がなされている他大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。
- (6) 前2項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、修了の要件として認めることができる。
- (7) 学生は、本学の教育理念に則り、課程修了に必要な科目として、当該専攻の科目のほかに、大学院学則別表1(2)に定めるキリスト教思想特論I又はIIを履修するものとする。ただし、学部課程においてキリスト教科目を履修した学生は、この限りではない。

5 研究指導担当教員及び履修申請

- (1) 学生は、入学時に専攻のガイダンスを受け、専攻主任と協議の上、研究分野と研究指導担当教員を決定する。
- (2) 必要に応じて副研究指導担当教員を置くことができる。
- (3) 学生は、入学後所定の期日までに、研究指導担当教員の助言を得て、研究指導担当教員が開設する授業科目の特論及び演習、並びにそれに関連のある授業科目の特論の履

修申請をする。

6 研究指導

- (1) 学生は、研究指導担当教員と相談の上作成する研究計画書に基づいて、学位取得までの間、系統的かつ持続的な研究指導を受けるものとする。研究計画書の取扱いについて、必要な事項は別に定める。
- (2) 学生は、2年次の1期に、専攻ごとに開かれる中間発表会において、研究状況及び予想される成果について発表する。
- (3) 学生は、研究指導担当教員及び研究科委員会の承認を得て、予め大学間で協議がなされている他大学の大学院（外国の大学院を含む。）等において、研究指導担当教員等の指導を受けることができる。この場合は、1年次2期以降を原則とし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

7 学位論文の内容等

- (1) 学位論文は1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (2) 学位論文の内容は、論文作成者が高度専門職業人としての基礎的問題解決力を身につけていることが認定できるものであること。
- (3) 学位論文の形式は、一般的科学的学術論文の形式に準拠し、A4判の用紙に邦文又は英文で印字されたものとする。

8 学位論文の審査等

- (1) 学位論文の審査を願い出ることのできる者は、修士課程に在学し、すでに30単位以上修得した者又は論文審査等が終了するまでに30単位以上修得見込みの者に限る。
- (2) 前項に該当する学生は、2年次の11月30日までに、学位論文題目、目次及び大要（2,000字以上）を研究科長に届け出た上、1月15日までに、学位論文審査願に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出する。
 - ① 学位論文（正1部、副3部） 4部
 - ② 論文概要（約2,000字） 4部
 - ③ 履歴書 1部
 - ④ 参考論文（必要に応じて。） 4部
 - ⑤ 共著者承諾書（該当者のみ） 1部期日に遅れた場合は、以後、在学期間中に限り年間2回、6月15日若しくは1月15日のいずれかの期日までに審査を願い出ることができる。ただし、この場合は、当該年度の5月31日若しくは11月30日までに、学位論文題目、目次及び大要（2,000字以上）を研究科長に届け出るものとする。
- (3) 学位論文審査及び最終試験は、審査委員会に設置される専門審査委員会（主査1名、副査3名以上で構成）で実施する。人間生活学研究科の専門審査委員会は、公開を原則とする。
- (4) 最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

9 この要領は、2021年4月1日から施行する。

（沿革）

制定	平成12年4月1日	改正	平成22年4月1日
改正	平成13年3月8日	改正	平成28年4月1日
改正	平成15年4月1日	改正	平成30年4月1日
改正	平成17年4月1日	改正	2018年9月21日
改正	平成19年4月1日		

ノートルダム清心女子大学大学院人間生活学研究科博士後期課程履修要領

平成12年4月1日制定
平成15年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正

この要領は、大学院学則、研究科規則、学位規則及び関係内規等で規定している履修に関する条文を一括整理し、大学院博士後期課程人間複合科学専攻に在学する学生の修学上の便宜を図るため、制定する。

1 博士後期課程の教育目標

本学の建学の精神であるキリスト教の教育理念に基づく豊かで幅広い人間性の上にたち、人間及び人間生活に係わる諸問題を、精神機能論領域、保健栄養論領域、生活文化論領域の3つの研究領域から、多角的視座を保持しつつ深化させていくことができる、次のような女性の養成を目標とする。

- (1) 生命の尊さを知り、高い人格と深い教養を兼備する、指導力と独創力に富んだ人材
- (2) 複数の研究領域に及ぶ広い学識と高度の研究能力を身につけ、多面的な視野から社会的、学術的諸問題に取り組み、解決に向けた研究を推進することができる自立した研究者
- (3) 幅広い人間性と学識をもち、複眼的視野と高い研究能力を身につけた、高度に専門的な業務に従事することができる人材

2 標準修業年限

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、優れた業績を上げたと認められる者は、当該課程に1年（修士課程を修了して当該課程に入学した者については、当該課程に修士課程の在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りる。なお、在学期間は、6年を越えることはできない。

3 課程修了の要件

学生は、所定の授業科目16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

4 履修方法

- (1) 学生は、本課程に置かれた精神機能論領域、保健栄養論領域、生活文化論領域の3つの研究領域の中から研究領域を1つ選び、研究課題を策定して研究指導を受ける。なお、研究指導は、各研究領域に属する複数の研究指導担当教員による多角的視点からの指導を含む。したがって、研究課題の策定にあたっては、正研究指導担当教員と合議の上、複数の領域に係わる課題を選定することが望ましい。
- (2) 学生は、自己の専攻する研究領域の授業科目4単位及び課題研究4単位を履修するとともに、自己の研究課題に関連する授業科目を、複数の研究領域から8単位以上履修しなければならない。
- (3) 課題研究は、自らの研究課題に関連する最新研究や文献を検討、解明することにより諸課題を見出し、それらに対して調査・分析等を研究指導担当教員と共に進め、自らの研究の方向性を独創性のあるものに発展させる。

5 入学前の指導

入学志願者は、入学願書を提出する前に、面談により、志望する主たる研究指導担当教員の指導を受け、自らの研究目標をおおよそ設定し、その目標に到達するための研究課題及び研究計画を準備しておく。

6 指導体制及び履修申請

- (1) 学生は、正副の研究指導担当教員3名による指導を受ける。

- (2) 学生は、入学時に、本課程に置かれた3つの研究領域の中から、自己の専攻する研究領域において、同一担当者の開設する授業科目及び課題研究を選定し、履修申請をする。
- (3) 前項に基づいて選定した授業科目及び課題研究の担当者が、当該学生の正研究指導担当教員となる。
- (4) 学生は、正研究指導担当教員の指導の下に研究課題を策定し、その研究課題に関係の深い授業科目を、複数の研究領域から8単位以上選択し、入学時に履修申請をする。
- (5) 前項に基づいて履修申請をした授業科目の担当者のうち2人が、当該学生の副研究指導担当教員となる。なお、副研究指導担当教員の少なくとも1人は、自己の選択した研究領域以外の教員でなければならない。
- (6) 学生は、本学の教育理念に則り、課程修了に必要な科目として、大学院学則別表1の(2)に定めるキリスト教思想特論科目のうちから2単位以上を履修するものとする。ただし、学部課程又は大学院修士課程（博士前期課程を含む）においてキリスト教科目を履修した学生は、この限りではない。
- (7) 正及び副研究指導担当教員は、当該学生の研究指導に関連して、積極的に学術情報の交換若しくは共同研究を行うものとする。

7 研究指導

- (1) 学生は、入学後±2ヶ月以内に、研究計画書を専攻主任に提出する。研究計画書の取扱いについて、必要な事項は別に定める。
- (2) 学生は、学位取得までの間、系統的かつ持続的な研究指導を受ける。また、正及び副研究指導担当教員全員の出席のもとに、適宜、多角的視点からの研究指導を受ける。
- (3) 学生は、2年次の第1期に、審査委員会において、書類審査と口頭試問による中間評価を受ける。中間評価の方法等については、別に定める。
- (4) 学生は、正研究指導担当教員及び研究科委員会の承認を得て、他の大学院又は研究機関において研究指導担当教員の指導を受けることができる。この場合は、2年次以降を原則とする。

8 学位論文の提出

- (1) 学生は、3年次の11月末日までに、学位論文を含む次の各号の書類を添えて、学長に学位論文の審査を願い出るものとする。
 - ① 学位論文審査願 1部
 - ② 学位論文（正1部、副3部） 4部
 - ③ 学位論文概要（約2000字） 4部
 - ④ 履歴書 1部
 - ⑤ 参考論文（必要に応じて。） 4部
 - ⑥ 共著者承諾書（該当者のみ。） 1部
- 期日に遅れた場合は、以後、年間2回、5月若しくは11月末日のいずれかの期日までに審査を願い出ることができる。
- (2) 学位論文を提出できる者は、中間評価に合格し、かつ、最終の中間発表を行った上で、本課程修了に必要な所定の単位を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学年末までに修得見込みの者とする。

9 学位論文の内容等

- (1) 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (2) 学位論文の内容は、論文作成者が研究者として自立して研究活動を行うに必要な、高度の研究能力を有していることが認定できるものであること。また、学位論文の一部又は全部が、国内外の審査制度のある学会誌に、申請者を第一著者として掲載された若しくは掲載される予定の論文であるか、それと同等以上の研究水準に達したと認められるものであること。
- (3) 学位論文の形式は、一般の科学的学術論文の形式に準拠し、A4判の用紙に邦文又は英文で印字され、製本されたものとする。
- (4) 学位論文が共著論文である場合には、当該論文を学位論文として提出することに関し

て、共著者の承諾を得るものとする。

10 論文審査等

- (1) 学位論文の審査及び最終試験は、審査委員会に設置される専門審査委員会（主査1名、副査3名以上で構成）で実施する。
- (2) 学位論文の審査は、予め審査委員会で定められた判定基準に従って行う。
- (3) 最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、筆記試験又は口述試問により行う。

11 この要領は、2021年4月1日から適用する。

*現行の「別記様式」は廃止し、新たに作成する「研究指導計画書の取扱いに関する内規」の別記様式2として規定する。